

# 日本国環境省とバヌアツ共和国気候変動適応・気象・地象災害・エネルギー・環境・国家災害管理省との間の 環境分野における協力覚書（仮訳）

日本国環境省とバヌアツ共和国気候変動適応・気象・地象災害・エネルギー・環境・国家災害管理省（以下、「両者」という。）は、  
両省の友好関係を強化し、環境分野における協力を発展させる意向を表明し、  
効果的な協力には両省の連携のみならず、両国の民間セクター、NGO、その他関連機関、  
当局との積極的なパートナーシップが不可欠であることを考慮し、  
現在及び将来の世代の良好な状態のために、環境保護の重要性を認識して、  
環境問題の解決には、二国間及び多国間レベルでの協力が必要であり、そのような協  
力が国家規模だけでなく地球規模で環境保護に寄与し得ることを認識し、  
次の認識に達した。

## 第1項

### 目的

両者は、各国の国内法規及び自国に適用される国際条約から生ずる義務に従い、環境  
保護の分野における相互協力を強化する。

## 第2項

### 協力分野

本覚書に基づく協力分野は、以下の通りである。

- a. 気候変動の緩和及び適応メカニズムの開発
- b. 水質管理を含む環境管理
- c. 有害産業廃棄物を含む廃棄物及び資源の持続可能な管理  
（循環型経済への移行を含む）
- d. 生物多様性の保全及び持続可能な利用、並び保護地域の管理
- e. その他相互に決定した分野

## 第3項

### 協力の形態

本覚書に基づく協力は、以下の形態をとることができる。

- a. ベスト・プラクティスや、環境政策、研究開発、利用可能な技術に関する情報交  
換
- b. 関係機関や当局の専門家及び代表団による相互訪問
- c. 環境関連問題に関する会議、セミナー、スタディーツアーおよび同様のイベントへ  
主要な代表者や専門家を招待
- d. その他の協力形態は、両者が相互の合意により決定することができる。

## 第4項

### 経費

各側は個別の事例に応じて別段の取り決めがない限り、本覚書の実施に伴い発生しう  
る費用を自ら負担する。

## 第5項

## 知的財産権

両者は、本覚書に基づき実施された活動に関して得られた協力の結果、もしくはプロジェクトにより生じる知的財産権を認識する意向である。

## 第6項 権利と義務

本覚書は法的拘束力を持たず、いかなる法的権利及び義務も生じさせない。本覚書の内容は、国際法上の両者の法的権利及び義務に影響を与えるものではない。本覚書に基づく協力は、両者のそれぞれの財源の範囲内で実施される。本覚書は、両者に金銭的または法的な義務を課すものではない。  
。

## 第7項 相違の解決

本覚書の実施に関連し、両者間に生じるいかなる相違も、両者間の協議および交渉を通じて解決される。

## 第8項 修正

本覚書は、両者の同意により変更および補足されることがある。

## 第9項 開始日、期間、終了

本覚書に基づく協力は、署名の日付をもって開始する。本協力は、何年にもわたり継続されるものとし、いずれの両者も、終了予定日の少なくとも6か月前までに書面により通告を行うことにより、いつでも終了することができる。両者が別段の決定をしない限り、本協力関係の終了は、進行中のプロジェクトまたは活動の期間に当該プロジェクトまたは活動が完了するまで影響を与えない。

2026年3月10日に、英語による原本2通に署名された。

日本国環境省

バヌアツ共和国気候変動適応・気象・  
地象災害・エネルギー・環境・  
国家災害管理省

---

石原 宏高  
環境大臣

---

ラルフ・レゲンバヌ  
バヌアツ共和国気候変動適応・気象・  
地象災害・エネルギー・環境・  
国家災害管理省環境大臣